

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、申請により保険料が減免となることがあります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（世帯主）について、以下の（１）～（３）すべてに該当

- （１）事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のうち、種類ごとに見た収入のいずれかが、令和３年（２０２１年）中と比べて３０％以上減少見込みであること
- （２）令和３年（２０２１年）中の所得の合計額が１,０００万円以下であること
- （３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和３年（２０２１年）中の所得の合計額が４００万円以下であること

○保険料の減免額は、減免対象保険料額額（ $A \times B \div C$ ）に、減免割合（ D ）をかけた金額です。

○対象となる保険料は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの納期限の保険料です。（令和４年度：１期から１０期分）

減免対象の保険料額（ $A \times B \div C$ ）

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和３年中の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の全員の令和３年中の合計所得額

主たる生計維持者の令和３年中の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

- 300万円以下の場合：全部（100%）
- 400万円以下の場合：80%
- 550万円以下の場合：60%
- 750万円以下の場合：40%
- 1,000万円以下の場合：20%

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、令和３年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部（100%）を免除。

※主たる生計維持者が解雇等などで離職した人（非自発的失業者）で、給与収入のみの場合は、非自発的失業者の軽減が優先して適用されます。（要申請）

【減免の申請に必要な書類】

①減免申請書（市ホームページからダウンロードできます。）

②減免理由により必要な提出書類

・主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方

≪医師の診断書、死亡診断書、保健所が発行した措置入院勧告書などのコピー≫

・主たる生計維持者の廃業、失業、休業または収入の減少が見込まれる世帯の方

≪失業・廃業・休業の場合：雇用保険受給資格者証、離職票、退職・休業証明、廃業届などのコピー≫

≪収入減少の場合：（令和４年１月以降の収入の確認として）令和４年１月から直近までの収入を証明する給与明細書や帳簿等のコピー及び（令和３年中の収入の確認として）令和３年の源泉徴収票や確定申告書（控）、令和４年度市民税・府民税申告書等のコピー≫

※国や都道府県等からの各種給付金を除いて、損害賠償や保険金などにより事業収入等が補てんされた場合には、それを証明する書類も提出してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による手続きをお願いします。

また、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【問合せ先・送付先】〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市健康医療部国民健康保険課 資格・賦課担当 電話：06-6384-1241